

## 『禅苑清規』に対する『知事清規』の註釈態度について

石 井 清 純

### はじめに

『知事清規』は、寛元四年（一二四〇）六月十五日、道元禪師の手によって、大仏寺を永平寺と改名した翌日に、永平寺叢林の充実本格化を意図して撰述された清規である。<sup>①</sup>

筆者は、『典座教訓』と『知事清規』典座章」（『印度学仏教学研究』三九卷一号）と題した論考において、同じ道元禪師の手になる『典座教訓』と『知事清規』の典座章との内容比較を行い、『知事清規』の記述内容に、①施主・檀越および施齋に関する記述の具体化。②最上食としての僧中食の強調（乞食の敬遠）③典座の管理者としての一面の明示、という三つの傾向の存在することを指摘し、それに基づいて、知事の理念的位置付けを目指した『典座教訓』に比して、『知事清規』が現実の叢林における具体的な知事的位置付けを行うことによる叢林機構の確立と、永平寺叢林運営の将来的展望を意識したものではないかという推論を提示した。

本論は、右の論考に基づきつつ、四知事制を採る『知事清規』のその他の三知事について、それらがどのように位置付けられているのかを検討し、道元禪師が、本清規の撰述段階において意図していた永平寺叢林運営の方向性を探ることを目的としたものである。

### 一

さて、どのような形式をもってこの『知事清規』の独自性を検討してゆくかということであるが、本清規は、内容的に前半と後半部の二つに大別できる。

前半部は、各灯史類から、叢林の知事・頭首に住じられた祖師の例を引き、どのような些細な役職であっても、それが必ず有道の者が当たるものであり、弁道修行の一環として極めて重要なものであることを説き示している。

それに対して後半部は、四知事についてそれぞれに『禅苑清規』巻三の記述を全文引用し、その後に道元禪師が解説を

付す形を取っている。つまり、『知事清規』後半部は『禪苑清規』の註釈書の性格を有していることになるのである。

今ここで問題とするのは、この後半部である。すなわち、既に指摘されていることであるが、<sup>3)</sup>ここには、『禪苑清規』の記述に則りつつも、それに対する道元禪師の解釈において、独自の變更点が見出されるのである。そしてこの独自の記述が、五山制度に組み込まれた中国禅林において通用した『禪苑清規』と永平寺単独の清規としての『知事清規』の性格の違いを示すものとなっていることは容易に予想できる。

そこで以下では、この両者の内容対比を行いつつ、道元禪師の註釈傾向の特徴を明らかにしてゆくことにしたい。

## 二

以上のような観点から『知事清規』に引用される『禪苑清規』の本文と、それ以下の内容とを比較してみると、そこには概ね次のような傾向を見出すことができるのである。

### ① 知事間の合議制の強調・住持人の存在の希薄化

このことを最もはっきりと示していると思われるのが、『監院』の記述の中に見える次の部分である。

「引用の冒頭の記号は(禪)は『禪苑清規』を、(知)は『知事清規』を示す。また引用は『道元禪師全集』巻六(春秋社刊)所収の訓読文を用い、ページ数のみを記す」

『禪苑清規』に対する『知事清規』の註釈態度について(石井)

(禪)監院の一職は院門の諸事を総領す。官中の応副、および参辞謝賀・僧集行香・相看施主…(中略)…支取出入・逐年受用する齋料を準備するがごとし。…(中略)…冬齋・年齋・解夏齋・結夏齋…(中略)…のごとき、この如上の齋会に、もし監院力あらば自ら營弁すべし。もし力及ばざる所は、即ち人を請して勾当す。もし院門の小事および尋常の事例ならば、即ち一面に処置せよ。もし事体やや大なる、および体面に靨を生せば、即ち知事・頭首と同じく共に商量して、然して後に住持人に稟してこれを行ふ。(二一九頁)

(知)監院の職は、為公これ務む。いゆる為公とは私曲なきなり。私曲なしとは、稽古慕道なり。慕道してもって道に順うなり。先ず清規を看て通局を明らかめ、道をもつて念となして行事す。行事に臨むの時、必ず諸もの知事と商議して、然して後に行事せよ。事大小となく人と商議して乃ち行事するは則ち為公なり。(二三三頁)

引用文中の傍線部を見ると、『禪苑清規』は、事の大小により、監院の専管→合議という二段階の処理方法を示している。そして、さらにそこ全体的統括者としての住持人を置くことにより、寺院内の縦系列がはっきりと示されているのである。

それに対して註釈部分は、傍線部に見える通り、事の大小に関わりなく、諸事すべてを知事間の合議をもって裁量すべ

『禪苑清規』に対する『知事清規』の註釈態度について(石井)

二二二

きことを示している。また住持人に関する記述は見受けられない。

次に示す「典座」の項における記述も、これと同様の傾向を示したものと考えられる。

(禪)もし物料ならびに齋粥の味数を打せんには、すべて予先庫司知事と商議すべし。もし醬醋・淹藏・収菜の類は、すべてこれ典座專管して時を失うことを得ざれ。(一五三頁)

(知)禪苑清規に云く、物料ならびに齋粥の味数を打せんには、ならびに予先庫司知事と商量せよと。典座自意にまかせて行ずべからず。先ず予め知事と商議すべきなり。議定再三叮嚀にして、倉卒なるべからず。諸もろの知事、私意に任せて定むべからず。ただ公心・道心を専らにして商議せよ。(一五七頁)

この部分の註釈は、冒頭に引いた『禪苑清規』卷三を再度引用して展開されているのであるが、引用文の傍線部に明らかなように、それは知事が合議の上これを決定すべきとする前半部のみの引用であり、典座の專管を述べる後半部にはまったく触れられていないのである。

## ②識掌の限定

次に指摘できるのが、知事それぞれの識掌に関する記述が、引用される『禪苑清規』の内容に比して極めて限定されていることである。

それは例えば維那に関していえば、『禪苑清規』では、「お

よそ僧中の事、すべてこれを主る」(一四九頁)という書き出しの下に、新到の掛搭・小頭首の招請・規矩違反者の処罰・聖僧錢の管理・大僧帳の告報・公憑の黜判・亡僧の度牒の返納等の職務が列挙され、まさしく衆僧の生活一般を統括する役割を担うものとされている。

しかしながら註釈部分においては、維那の心構えは「いわゆる方來を顧愛し、雲水を慈育し、衆心を自心となし、道念を自念となす」(一五一頁)ことであるとされ、『大比丘三千威儀經』の「新至比丘七事」(大正二四・九二二)の引用を含め、それが新到の教育のみに限定されているのである。

同じ傾向は直歳の記述に関しても見受けられる。すなわち、『禪苑清規』においては、その職掌は「院中に係れる作務、すべてこれを主る」(一六五頁)とされ、田園・莊舎・油房・船車等の提挙および人工・莊客の差配が具体例として挙げられている。

それに対し、註釈部分には以下のようにあって、山門内における活動が中心となっているのである。

(知)直歳は山門を巡護し、いよいよ謹み、いよいよ節して懈怠すべからず。什物を修換し、乃ち嚴に乃ち飾せよ。百姓のため、火客のため、公をもって心となし、私をもって心とするなかれ。(一六七頁)

先に示した維那の記述において、大僧帳や公憑・度牒な

ど、官庁関連の事項が注されないことについては、永平寺の存立状態をそのまま受けたものである可能性が高い。その他、頭首の招請や処罰に関しては、①にても触れた、寺院内の縦系列（ここでは知事→大衆）の排除の姿勢として見る事が可能であろう。

また、直歳に關しても、莊園や常住田・山林等、叢林ごとに相連する部分の職掌については、その註釈が行われていないのである。永平寺においては、多分に莊舎・油坊の設備は具体的に機能していなかったものであろう。

以上のように見れば、維那・直歳の二知事の記述に見られる傾向は、永平寺の実際の運営状況を鑑みつつ、『禪苑清規』の内容の取捨が行われたものと考えられるのである。そしてそれは、明かに道元禪師の私寺的性格を強く全面に押し出したものとなっているといえよう。

### ③知事の管理者としての位置付け

これは、前掲拙論において『典座教訓』と本清規との内容比較の上にて指摘したものである。いまここでは、それを諸知事全体の記述から拾い出してみることにする。代表的なもの以下のごとくである。

「監院」…監院は、淨人・人工をして市買せしむるに、先ず當に他に向つて子細に説いて、然る後に乃ち使いせしむべし。（一四

七頁）

『禪苑清規』に対する『知事清規』の註釈態度について（石井）

「典座」…行者米を扱ひ菜を扱ふ等の処には、典座親しく臨んでこれを照顧せよ。（一六一頁）

「直歳」…直歳と諸知事とは齊しく庫院にあり、然応にれども常に直歳司にあつて、人工等の所作の成否を照顧すべし。（一六五頁）

以上の三例からみれば、知事が職務を遂行するに当たつて、それが知事一人のみに係るものではなく、そこに補佐役が存在していたことが分かつるとともに、知事の職務が、叢林運営全体の円滑化のために、それらの人々の管理にまでも及んでいくことが知れる。

しかしそうであるとすると、これは住持→知事→大衆という縦関係に基づく『禪苑清規』の内容をそのまま受けたものであるかのような印象を受けるのであるが、両者の大きな違いは、右の三例においても明らかなように、管理する対象として示されるのが、「人工・行者」という、叢林運営の補佐役に限定されることである。そこには、出家修道を行なう大衆は含まれていないのである。

すなわちここにおいても、①にて指摘したと同じく、叢林内の縦関係を生じさせぬ範圍において、叢林運営の円滑化が図られているものと推測されるのである。

### むすび

以上、『禪苑清規』に対する『知事清規』の註釈傾向を三  
点にまとめられてきたのであるが、それらから指摘できるの  
は、まず基本的に『知事清規』の註釈が、叢林の内的な機構  
に関する規定を重視しつつ行われていることである。

これはすなわち、中央からほぼ独立した形で存立している  
と思われる永平寺自体の性格が大きく関与している。それ  
によって、知事の対外的な職務は実質的には機能しえず。註  
釈の対象から除外されたものと推測されるのである。

しかるに、註釈傾向のすべてをこのような外的要因でのみ  
理由付けることは不可能である。やはりそこに、純粹な修行  
道場としての永平寺存続への、道元禪師の思い入れが存在し  
ていたものと考えられるのである。

その方向性の一端を示しているのが、知事の合議制の強調  
といえるのではなからうか。道元禪師は、各知事それぞれに  
職掌が存在するにも関わらず、その専管を極力縮小してい  
る。そこには、僧団内に内部的な縦系列を生じさせぬための  
配慮があったのではないかと思われるのである。

永平寺では、一年あるいは一夏交替制という知事任免の原  
則が堅持されていたと考えられ、その点で知事の固定化は避  
けられていたと推測される。このような制度面に加えて、

『知事清規』において、さらに具体的な職務の遂行段階にお  
ける規定を行うことにより、大衆の階層化が行われにくい方  
向が意図されたのではなからうか。

さて、以上のように『知事清規』の註釈姿勢からは叢林の  
内部充実という方向性を見出すことが可能なのであるが、  
それは、経済機構の確立があつて初めて実行可能となるもの  
といえる。

今ここで永平寺におけるそれがどのような形式を取ってい  
たのかを明らかにすることはできないが、冒頭にて触れた、  
僧中食の強調は、明らかにその恒常的な供給源の存在を予想  
させるものである。また、その他、先の③に示したような、  
叢林運営の補佐的な人々への対応が規定されるということ  
も、永平寺周辺の機構がある程度整ってきていることを予想  
させる。特に「監院」の項に見える「市買」という表現な  
ど、永平寺自体に何らかの経済活動の行われていたことを示  
唆する表現と言えらう。<sup>(5)</sup>

もとより、この永平寺の具体的な経済機構に関しては史料  
不足の感を否めないものはあるが、禪師の説示の背景を探  
る意味からもそれを解明することは重要と思われる。これに  
ついては今後の課題としてゆきたい。(細註省略)

〈キーワード〉『知事清規』、『禪苑清規』、四知事、叢林運営

(駒沢大学講師)